児童手当などの請求はお早めに

ID 1000379

児童手当などを受け取るには、申請が必要です。まだ申請していない場合は、お早めに手続きしてください。手当によっては、所得により支給されないものや減額になるものがあります。詳しくは、お尋ねください。

受給中の方へ

転居した場合や振込先が変わる場合は、手続きしてください。（金融機関の統廃合を含む）

種　類	対　象	支給期間	問い合わせ
児童手当（国）	高校生年代までの児童を養育している方（公務員は勤務先で手続き）	申請月の翌月～18歳になる年度の末日	子育て支援課 ☎(28)9023
児童扶養手当（国） 遺児手当（県）	次のいずれかに該当する児童を養育している方 ①離婚・行方不明・死亡・拘禁などで父親または母親と生計を共にしていない ②父親または母親が重度の障害者（障害基礎年金１級、身体障害者手帳１・２級程度）	申請月の翌月～18歳になる年度の末日※	
特別児童扶養手当（国）	次のいずれかに該当する身体・知的・精神に障害のある児童を養育している方（内部機能障害は診断書により認められた場合に限る） ①重度障害（療育手帳Ａ、身体障害者手帳１・２級程度） ②中度障害（療育手帳Ｂ、身体障害者手帳３級程度・４級の一部） ③診断書により同程度以上と認められる障害	申請月の翌月～20歳の誕生日の前日	障害福祉課 ☎(28)9017

※は児童に一定の障害がある場合、20歳の誕生日の前日まで

「もしも…」を考える防災コラム



日頃からできる「防災」



日頃の備えの積み重ねが、いざというときに自分や家族の命、暮らしを守ることにつながります。

普段から食料や飲料水、日用品などを備蓄しておけば、自宅で安心して過ごせます。日常の買い物で少し多めに購入し、使った分を買い足していくローリングストックを取り入れるのもおすすめです。こうした備えは、例えば路面凍結の影響や大雪などで出かけられなくなった時にも有効です。

家族や親戚などと、いざという時の連絡方法などを日頃から話し合っておくことも大切です。近所の方とも、困ったときに助け合える関係を築いておきましょう。

災害時、在宅避難が危険な場合は、避難所だけでなく安全な知人宅への避難も想定して話し合っておきましょう。避難場所までのルートも確認しておくと安心です。

日頃から備えておくことで、いざというときに落ち着いて行動できます。日常生活の中でできる「防災」を始めてみましょう。

【問】危機管理課　☎(28)8959